

佐賀サイクリングクラブ サイクルラック設置公募要領

(目的)

第1条 この要領は、佐賀県内において、サイクリストを受け入れる意向がある施設等(以下、「施設」という。)にサイクルラックを設置することで、県内のサイクリストの受入環境を整備することを目的とする。

(設置対象施設)

第2条 設置に応募できる対象施設は、次に掲げる事項を全て満たす施設とする。

- ①サイクリストを迎え入れたい意向があり、サイクルラックの取り扱いに関する同意書兼設置申込書(様式第1号、以下「申込書」という)に記載されている内容に同意できる店舗及び観光施設
- ②サイクルラックを設置していない施設
- ③「佐賀サイクリングクラブ(SCC)」サイトに店舗情報を掲載することに同意する施設

(設置台数)

第3条 本公募で設置するサイクルラックの台数については、1施設につき1台とする。

2 設置する施設数については、予算の範囲内で決定する。

(申込)

第4条 サイクルラックの設置を希望する施設は、県が定める期日までに申込書及びサイクルラック設置店舗情報提供書(様式第2号)を県に提出しなければならない。

2 県は、期日までに提出された前項の申込書を審査し、第2条の規定に適合する施設と認めた場合、施設に対して設置決定通知を送付する。

3 サイクルラックの設置日については、別途県もしくは設置委託事業者から連絡をする。

4 設置予定台数を上回る応募があった場合には、第2項の規定にかかわらず、別途制定するサイクルラック設置優先基準をもとに設置施設を選定する。選定の結果、第2条の規定に適合する施設と認めながら設置が決定できなかった施設については、次回の募集開始時に設置意向の確認を行うものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、当該事業の実施について必要な事項は、別途県が定める。

附則

第2条の事項をすべて満たしている場合であっても、次に掲げる店舗は別途応募方法を提示する。

- ①セブンイレブン
- ②ローソン
- ③ファミリーマート

(施行期日)

この要領は、令和3年5月10日から施行する。